

# 指 定 確 認 検 査 機 関 票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指 定 の 番 号	国土交通大臣 第30号
指定の有効期間	令和4年12月26日から令和9年12月25日まで
機 関 の 名 称	一般財団法人 静岡県建築住宅まちづくりセンター
主たる事務所の住所	静岡県静岡市駿河区南町 14 番 1 号 電話 054-202-5570
代 表 者 氏 名	理事長 柳 敏幸
業 務 区 域	神奈川県、山梨県、静岡県及び愛知県の全域
指 定 区 分	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条各号に掲げる区分
取り扱う建築物等	1. すべての建築物及び建築設備 2. 建築基準法施行令第138条第1項に掲げる工作物
実施する業務の態様	建築確認、完了検査、中間検査 及び 仮使用認定